

議会だより

12月定例会

■発行／八千代町議会

No.172

■編集／議会だより編集委員会

一般会計予算総額 84億6千210万7千円に

平成30年第4回定例会は、12月5日から12日までの8日間の日程で開催されました。この定例会では、町執行部より平成30年度補正予算案をはじめ、条例改正など8議案が提案され、すべての議案を原案のとおり可決しました。一般質問は、12月11日と12日に行われ、6人の議員が登壇し、町の方針をたしました。

可決した議案内容

● 条例

◇職員給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、次のとおり改正を行うものです。
(平成30年4月1日から適用)
・若年層に重点をおいた給料表の改定(平均0.2%引上げ)

(平成30年12月1日から適用)
・民間の支給割合に見合うように勤勉手当支給月数を0.05月分引上げ
(平成31年4月1日から適用)
・期末手当と勤勉手当の支給割合を6月期と12月期に均等に配分

◇特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく一般職の給与条例改正に準じて、次のとおり改正を行うものです。

(平成30年12月1日から適用)
・民間の支給割合に見合うように期末手当支給月数を0.05月分引上げ
(平成31年4月1日から適用)
・期末手当の支給割合を6月

期と12月期に均等に配分

◇土地開発基金条例の一部改正

基金の有効活用を図るため、財政上特に必要であると認めるときに基金の取崩しができるよう、処分に関する条項を新たに追加するものです。

◇公の施設の指定管理者の指定について

平成31年4月から平成34年3月までの3年間、公の施設である八千代町農村環境改善センター・八千代グリーンビレッジ・クラインガルテン八千代の3施設の指定管理者として一般財団法人八千代町ふるさと公社を指定するものです。



●平成30年度補正予算

とするものです。
歳出の主な内容は、施設介護サービス給付費と住宅介護住宅改修費の増額です。

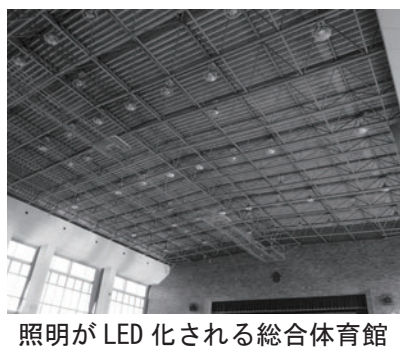
◇一般会計(第4号)
歳入歳出それぞれ2億2千835万2千円を追加し、予算総額を84億6千210万7千円とするものです。

◇農業集落排水事業特別会計(第1号)
歳入歳出それぞれ129万4千円を追加し、予算総額を3億5千500万1千円とするものです。

歳出の主な内容は、人事院勧告に伴う人件費342万7千円。町有地ブロック塀撤去工事請負費236万6千円。下妻地方広域事務組合負担金1億6千191万6千円。西山工業団地内公園防護柵設置工事請負費161万円。総合体育館LED照明交換工事請負費602万7千円。給食センター外構工事請負費2千982万5千円を増額するものです。

◇下水道事業特別会計(第1号)
歳入歳出それぞれ40万6千円を追加し、予算総額を4億1千798万8千円とするものです。

◇介護保険特別会計(第2号)
歳入歳出それぞれ5千548万2千円を追加し、予算総額を17億3千757万5千円



照明がLED化される総合体育館

の増額です。
歳出の主な内容は、人件費

議会からのお知らせ
水垣正弘議員と国府田利明議員が八千代町長選挙に立候補したことにより、1月15日付で町議会議員を自動失職しました。
なお、現在の議員数は12名(欠員2名)となりますが、補欠選挙は実施されません。

第4回定例会における議案等の審議結果

審議内容	議席	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	14	議長
	審議結果	増田 光利	国府田利明	大里 岳史	廣瀬 賢一	大久保弘子	中山 勝三	生井 和巳	大久保 武	水垣 正弘	小島 由久	宮本 直志	大久保敏夫	湯本 直	上野 政男
八千代町公の施設の指定管理者の指定について	可決	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	—

○・・・賛成 ×・・・反対

※今定例会で審議された議案等のうち、意見が分かれた案件のみ、上記の一覧表に掲載しています。なお、記載のない議案等については、「全会一致（全員が賛成）で可決または承認」しています。審議の詳細な内容は、議会のホームページの会議録（2月下旬頃掲載予定）をご覧ください。

町政を問う！ 一般質問6名が登壇

介護保険新総合事業による地域支援事業の現状と対策について



大久保 弘子議員

国が軽度の要介護者向けサービスを市町村に移行させ、住民等の多様な主体が参画することで、介護費の抑制を狙った介護予防・日常生活支援総合事業が開始されて、1年9か月が経過しました。しかし、実際には、利用者へのサービスを住民ボランティアでまかなうのは不可能との声が圧倒的だと新聞報道されています。

保健福祉部長 要支援1・2に該当された方は、地域包括

名、老人保健施設1事業所で100名となっています。指定・登録事業所に対して、町からの補助はしていません。

支援センターの担当者が利用者やご家族と話し合い、必要なサービスを分析し、作成した介護予防ケアプランに基づき介護サービス事業者と契約してサービスを利用することになります。利用できるサービスは、食事・入浴の介助等の身体介護、掃除・洗濯等の生活援助といった訪問型サービス、生活機能改善のための運動機能向上や栄養改善プログラムを短期間行う介護予防運動教室等の通所型サービスがあります。自己負担が1割となっております。改定前後でサービス内容や利用料についての変更はありません。

また、買い物支援については、社会福祉協議会による有償ボランティアで対応していただいています。

そこで、当町の介護サービスの内容と利用料の変化について伺います。

また、みなし指定が平成30年3月末で終了しましたが、更新手続きを行った事業所の状況と事業所に対しての町からの補助について伺います。

平成26年の法改定以来、地域包括支援センターを設置する目安は、中学校区単位に1か所、また、65歳以上の高齢者が概ね3千人に1か所とされています。

当町では、現在1か所のみで運営していますが、高齢者人口と生活圏域を鑑みると、センターの増設が必要ではないでしょうか。

保健福祉部長 厚生労働省からの通知において、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものと述べられており、概ね人口2万3万人に1か所が目安になると考えています。当町においては、総合的な判断として、今後も町直営の1か所で運営していきたいと考えています。

その他の質問

・福祉タクシーの利用拡充について
・中学校のエアコン設置について

公の施設について



湯本 直議員

公民館運営審議会委員を務めていた経験上、おおよその数字は把握しているのですが、直近1年間の公民館及び体育館の利用状況をお尋ねいたします。

公の施設の貸し出しについては、その利用目的を確認し、慎重に判断した上で許可していただきたい。

教育次長 公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定されており、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を指します。当町での主な施設としては、公民館、体育館、運動公園、図書館、歴史民俗資料館等で、多くの住民の方にご利用いただいているところです。

施設の利用状況ですが、中

央公民館については、社会教育法に基づく社会教育、学術、文化等の活動を行うために、幼稚園の団体、青少年団体、女性団体、成人団体、高齢者団体に至るまで、幅広い年代の方にご利用いただいております。昨年度の実績は、開館

日数が281日、利用団体数が212団体、利用者数が4万2千137人でした。

また、総合体育館については、条例の設置目的に基づき、スポーツやレクリエーション、さらには文化活動などを行うために、幼稚園の団体、スポーツ少年団、中学校、体育協会の加盟団体、高齢者団体に至るまでの幅広い年代の方や、企業等の団



多くの方に利用される公民館、体育館

体の方にもご利用いただいております。昨年度の実績は、総合体育館全体で1千353件、2万9千290人の利用がありました。

今後も多くの方々にご利用いただくために、各施設のサービスの充実に努め、住民福祉の向上に寄与していきたいと考えています。

障がい者対策について



増田 光利議員

平成30年3月に改定した町域防災計画の中で、福祉避難所に5施設が指定されています。収容可能人数や支援員の配置計画、また、周知方法について伺います。

総務部長 本年1月に、町内の特別養護老人ホーム2施設、障害者施設2施設、介護老人保健施設1施設と協定を締結し、災害が発生した場合において、施設の一部を使用した福祉避難所の設置・運営について、ご協力いただいているところです。

しかしながら、現実にはどれくらいの要配慮者が福祉避難を必要とするのか、どれくらいの避難スペースが確保できるのかについては、今後、保健福祉部及び施設管理者と詳細を詰めていかなければな

らない課題としてとらえています。

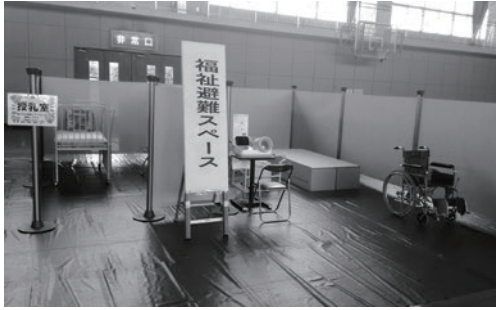
また、避難所を開設した場合に備え、避難所を運営するために具体的な必要事項を示した、避難所運営マニュアルを本年5月に作成しています。このマニュアルには、避難所の開設から運営、閉鎖までの手順や役割分担等が示されており、避難者支援班や要配慮者支援班の役割等についても記載されています。

要配慮者の支援をスムーズに行うため、防災訓練や防犯情報の各戸配布、ホームページ、SNS等あらゆる媒体を活用し、広く住民に周知していきます。特に要配慮者及びその家族に対しては、民生委員や保健師の活動、支援団体等を通じて周知徹底に努めていきます。

災害対策基本法では、災害が発生した場合、要配慮者を滞在させるために必要な居室が確保されることと定めています。当町における対応について伺います。

総務部長 一般の避難所に避難してきた方で福祉避難の対象となる者がおり、福祉避難室が必要と判断する場合は、施設管理者に開設を要請して福祉避難室を開設します。

福祉避難室を開設するにあたっては、生活相談員等を配置するとともに、ポータブルトイレや仮設スロープ、パルティション等の器物、紙おむつ等の消耗器材を確保し、受入態勢が整い次第、要配慮者及びその家族、支援団体等に周知を行い、受入れを開始するといった手順を進めていきます。



避難所に開設される福祉避難スペース
(写真は防災訓練時のもの)

その他の質問
空き家問題について

個人情報保護法について



大久保 敏夫議員

町長は、現在行われている公判の場において、個人情報情報を漏らしたことに關して「言ったことは間違いはない」、また、自らを「町税の最高責任者」と述べたことに間違いはないか。

町長 個人情報案件であります。現在裁判中ですので、感想等については答弁を差し控えています。

なお、毎回ご忠告してはいますが、起訴を理由とした被告人への不利益な対応は、いかなる理由があっても基本的人権の侵害であると考えています。特に政治家である議員におかれては、日本国憲法における基本的人権を尊重すべきであり発言には十分ご留意願います。

私は町民の個人情報に漏えいすることを危惧し、警鐘を鳴らす意味で申し上げている。このことは、町長のみならず、役場職員も同様に、襟を正し、今後の職務に精励されることを望みます。

平成30年12月3日に、「公職選挙法で制限を受ける選挙運動について」という通知が町選挙管理委員会から行政区長に送付された。なぜ、このような書類が送付されたのか、その理由を問う。

総務部長 行政区長等から「行政区長・副区長は選挙運動が出来るのか？」といった問合せが複数件あったので、12月3日の文書使送の際に、制限を受ける選挙運動などについて、選挙管理委員会から通知文をお送りしました。

平成31年1月に町長選が執行されるが、行政区長が特定の候補者の後援会長に就任することや後援会への勧誘活

動、また、特定の候補者に随行し選挙活動を行うことは適正なのか、見解を伺う。

総務部長 選挙に関して、違法行為があった場合の選挙管理委員会の対応としては、通報等の内容について、事実関係の確認を行い、公職選挙法の定めを抵触する恐れのあるものについては、関係者に改善を促すとともに、なお重大な違法行為と思われる行為が継続する場合は、管轄である警察署等に通報することとなります。

また、公職選挙法は仮に当選した場合でも、重大な法令違反等があれば、当選無効という罰則も設けられています。



1月20日に執行された町長選挙
(写真は期日前投票所の様子)

11億円の適規模でない 給食センター建設について



国府田 利明議員

膨大な約11億円の費用を要する給食センター建設を適正だと考えているのか。現在の進捗率は約8%に過ぎず、規模を見直し、縮小する余地があると思いますが、執行部の見解を伺います

教育次長 現在建設している給食センターは無駄を省いたコンパクトな設計となっております。法令及び各基準に適合したものであると考えています。

施設の規模等についても様々な角度から検討して決定しており、工事も順調に進んでいます。

町長 平成28年8月に学校給食建設検討委員会に諮問し、先進事例等の視察を行いながら多面的に検討していた

だき、平成29年3月に答申書をいただきました。この答申書に基づき、基本構想、基本計画、さらには基本実施設計を策定し、議員の皆様のご意見を伺いながら、平成31年度の供用開始に向け建設工事が開始されたところです。

このようなさまざまな角度から検討し法令や各基準に適合した現在建設中の給食センターの規模は適正であると考えています。

八千代第一中学校校舎建設時に転落死亡事故を起こした業者が、給食センター建設工事を請け負うことに決まりました。事故当時、町から何ら処罰を受けなかった業者が工事を施工することに対して、癒着ではないのかとの声も多く聞かれます。その声に対して、町長はどのように思っているのか。

町長 指名業者の選定に関して、八千代町工事請負業者指名委員会の決定に基づ

き、指名業者を決定しています。八千代町建設工事請負業者選定に関する規程に基づき、信用度、工事成績、手持ち工事の状況などに留意して選定しているもので、偏りはないと考えています。今後も地元業者の育成、産業の振興に努めていきます。

また、癒着も何もありませんで、ご理解をいただきましたと思います。

一級町道8号線の整備計画について、地元住民は早期完成を強く望んでいるが、工事着工の見通しは。

産業建設部長 平成34年度から道路改良工事に着手し、8年後の平成41年度に工事完了の予定ですが、短期間での用地取得に努め、早期の工事着工を目指すとともに、工事費の縮減を図り、早期の供用開始に向けて事業を推進していきます。

その他の質問
総合体育館の利用と広報について

町の創生・活性化へ



中山 勝三議員

当町の地方創生総合戦略では、農業生産強化を掲げており、主な取組に農業の6次産業化の支援を挙げています。6次産業化を推進するためには、一連のプロセスをトータルで支援すること、販売計画を立て事業の運営や資金繰りをどうするか、持続的な収益を得るためにはどうするか等のPDCAサイクルをサポートする必要があります。そこで、6次産業化への支援をどのように図っているのかお尋ねします。

産業建設部長 6次産業化については、当町の農作物のブランド化を推進する上で有効な手段のひとつです。町を代表する農産物である白菜、メロン、梨のほか、さし茶茶等において、知名度の向上のためPR活動を行うほか、国・県の補助事業等を活用するなど、町内産の農作物の地域ブランド化確立のため、取組の支援を行ってきました。今後とも、国・県補助事業の活用や、6次産業化サポートセンターと連携し、支援に取り組んでいきたいと考えています。

先ごろ、八千代町の未来を創るアイデアコンテストの募集が行われました。次世代を担う若者が夢と希望をもって暮らすことができ、高齢化社会にゆとりと豊かさをもたらす、地域の産業や農業、商業、工業を活性化させることを目的としており、主催が町商工会、共催が筑波学院大学、町と町教育委員会が後援に名を連ねています。

このような企画は産学官が連携した事業であり、町の将来を担う明るい材料だと考えます。そこで、現在までのエントリー状況についてお伺いします。

企画財政部長 現在の応募状況については、エントリーシートが68件あったと

伺っています。内訳につきましては、小学校が23件、中学校が2件、八千代高校から28件、大学が7件、一般の方が8件となっています。提出された企画書を審査し、10件程度に絞ったあと、2月20日にプレゼンテーションによる最終審査をし、表彰を行うと伺っています。

人口推移について、当町の場合は、研修生による転入・転出数に影響を受けるようですが、自然減や社会減を含めた直近5年間の実態をお聞きます。

	自然増			社会増			人口増減 (自然増+社会増)
	出生数	死亡数	増減	転入	転出	増減	
平成25年	175	267	△92	836	1,010	△174	△266
平成26年	152	284	△132	738	902	△164	△296
平成27年	146	261	△115	875	996	△121	△236
平成28年	151	269	△118	884	904	△20	△138
平成29年	130	267	△137	1,063	967	96	△41

○議会議員全体研修視察報告

去る10月2日に新潟県佐渡市において、移住・定住支援事業について研修を行いました。

佐渡市では多くの若者が高校を卒業とともに島を離れるため、自然減と合わせて年間1千人規模で人口減少が進んでおり、その結果、地域の過疎化を招き、空き家の増加や地域活力の低下が深刻な問題となっています。そこで、Uターン、Iターンを促進するため、移住・定住支援事業に取り組んでいます。主な施策としては、首都圏での移住相談会の開催や市ホームページの特設サイトでの移住・定住支援情報を発信するPR・情報提供事業。佐渡で暮らそうとする者へ定住体験住宅の貸し出しを行う誘導策事業。市ホームページに島内の空き家物件情報を掲載し紹介する受入れ支援事業。また、移住相談体制を強化する総合案内役として佐渡Uターンサポートセンターの開設が挙げられます。

これらの移住・定住支援対策を進めてきた結果、平成24年頃からUターン者、Iターン者が漸増しはじめ、PRと情報提供の効果もあって特にIターン者が増加しています。しかし、その数は100人余りの人数であり、年間1千人の人口減を補うにはまだまだ厳しい状況が続いているため、既存の制度以外に新たな制度を立ち上げ支援制度を強化しなければならぬとの説明がありました。



佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター前にて

当町においても移住・定住支援を実施していますが、移住・定住者を増やすには働く場の確保が非常に重要であり、町が現在進めている工業団地への企業立地を好機ととらえ、町への移住・定住者の増加に繋げていかなければならないと考えます。その際には、今回の研修で得たものを政策提言などを通じて、移住・定住促進に活かしていきたいと思えます。

○議会運営委員会・議会だより編集委員会合同研修視察報告

去る11月27日に、群馬県中之条町議会において、議会運営についてと議会だより編集について研修視察を実施しました。

中之条町議会は、群馬県で初となる通年議会制を導入した議会であります。平成29年7月に議会運営委員会にて通年制の導入が決定され、平成30年3月の本会議における通年議会関連の条例及び規則の制定を経て、4月から導入が決定されました。その成果として、専決処分が少なくなったことや常時委員会活動が可能 became ため、時期を逸することのない確かな対応が挙げられておりました。また、議会基本条例も4月から施行しており、議会及び議員の活動原則や議会と住民との関係を定めることにより、議会のあるべき姿を明確に定めております。特筆すべきところとして、反問権の付与が挙げられます。執行部に反問権を付与することにより、論点や争点が明確になり、議員側も軽々に発言ができなくなり、緊張感が生まれたと述べられておりました。また、条例の目的が達せられているかを検証し、環境に合わせた条例の整備を行うために、議会基本条例検証特別委員会を設置しているとのことでありました。

議会だよりについては、議員6名による議会広報特別委員会を設置し、町の広報紙とは別に議会だよりを発行・配布しております。町民の方が身近に議会を感じられるよう、議会用語をなるべく使わずに構成されており、誰にでも分かりやすく、親しみのある紙面づくりを心がけておられました。また、



群馬県中之条町庁舎前にて

議会だよりを広報活動の中心にすえながらも、多様な広報手段による活動を模索しており、平成30年8月から議会フェイスブックの開設や議会議員の視察研修報告書をウェブ公開とするなど、様々な方法で住民に議会情報を発信していました。今回の研修成果を今後の議会運営、議会だより作成及び議会広報活動に十分活かし、町民の皆様の信頼に応えてまいりたいと考えています。